

家庭的保育のあり方に関する調査研究(5)

子ども家庭福祉研究部 庄司順一
客員研究員 小山 修
嘱託研究員 尾木まり (子どもの領域研究所)
齊藤多江子 (高崎健康福祉大学短期大学部)
須永美紀 (立教女学院短期大学)
客員研究員 網野武博 (東京家政大学)
元天理大学 上村康子
駒沢女子短期大学 福川須美
NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会 鈴木道子
埼玉県立大学 高辻千恵

要約

本研究では家庭的保育の質の担保と向上を目的として、昨年度より評価システムのあり方について検討を進めているが、昨年度作成した家庭的保育で最低限行われていることが期待される68の評価項目を家庭的保育支援者などの外部者が活用できるかを検証することを目的に、アンケート並びに現場での試用、ヒアリング調査を行った。その結果、評価内容についてはおおむね適切であり、期待される効果も得られるとの評価を受けたが、同時に各自治体の家庭的保育の現状に見合う内容に改訂して使う必要性も示唆された。また、家庭的保育事業の法定化まで、および法定化後の同事業の動向を整理した。さらには、2007年度より導入された保育所実施型の家庭的保育事業について訪問実態調査を実施し、その特徴を把握した。

キーワード：家庭的保育 家庭的保育者 家庭的保育支援者 巡回指導 保育内容 保育所実施型

An Investigation of Japanese Family Day Care (5)

Junichi SYOUJI, Osamu OYAMA, Mari OGI, Taeko SAITO, Miki SUNAGA
Takehiro AMINO, Yasuko UEMURA, Sumi HUKUKAWA, Michiko SUZUKI, Chie TAKATSUJI

Abstract: This study is for the inspection of evaluation contents and the methods that we developed for its improvement in the quality of the family day care. There was an investigation conducted by the survey and the practical research to verify the usability of the evaluation contents for the family day care supporters who were outside raters. According to its result, the evaluation contents were in the region of appropriate however, it is also suggested that it needs a further adjustment for the use in the present conditions of the family day care of each local government.

Additionally, I organized the trend and its problem of the family day care business up until as well as after it had been legalized. Also a visit fact-finding research is carried out regarding the nursery school enforcement-shaped family day care system that introduced in 2007 and understood its characteristic.

Keywords : family day care, family day care worker, family day care supporter, round instruction, childcare contents, nursery school enforcement type

I 研究の背景と目的

本研究は、保育者の居宅等で主として3歳未満の児童を対象に小規模で行われる家庭的保育に焦点をあて、家庭的保育のあり方を検討することを目的として実施する研究の5年目である。本研究においては、初年度¹⁾に全国の人口10万人以上の区市を対象とする、家庭的保育の実施状況および今後の取り組みに関する質問紙調査の実施、2年度²⁾には先行研究レビュー、実施自治体より収集した資料分析、自治体を対象とした研修に関する質問紙調査並びにヒアリング調査などの結果について研究班で討議を重ね、『家庭的保育のあり方に関する報告』としてまとめた。3年度³⁾は家庭的保育の研修体系を構築すると共に、研修実施の課題をまとめた。4年度⁴⁾は家庭的保育事業の保育の質が担保するために必要と考えられる評価項目(4分類68項目)を作成し、質問紙調査により家庭的保育者の自己評価ツールとしての使用の可能性を検証した。

昨年度の本研究で作成した評価項目は自己評価ツールとしての使用は可能であり、有効であると判断されたものの、それらは家庭的保育者の自己評価に過ぎず、必ずしも客観的な評価と合致するとは考えにくい。また、自己評価が「改善が必要」や「できていない」であった場合の助言・指導なども行われる仕組みが必要となる。そのため、家庭的保育支援者や各自治体が独自に配置する巡回指導者などが外部評価のツールとして本評価項目を使用することが可能かどうかの検証も必要になる。本年度研究では、家庭的保育における評価システムについて継続的に検討することを目的の一つとした。

家庭的保育事業は2008年改正児童福祉法により法定化が決められ、2010年4月より施行されている。法定化に至る検討では、従来より行われてきた個人実施型の家庭的保育を念頭に検討が進められたが、待機児童解消という命題のもと、家庭的保育事業を家庭的保育者の居宅を中心として行う保育から、居宅以外の場所を借り上げて実施できる保育へと拡大し、また、家庭的保育者と保育補助者との複数体制で子ども5人までを対象とする少人数保育から、複数の家庭的保育者が共同で実施する形態や、NPO法人等の事業者が家庭的保育者を雇用して実施する形態が試行された。本年度研究においてはこれらの動向を整理するとともに、国庫補助事業として2006年度より導入されている保育所実施型の家庭的保育事業について実態を把握し、今後の家庭的保育事業のあり方について検討することとした。

II 研究の方法

1 家庭的保育の評価項目の検証

昨年度、本研究班で作成した家庭的保育の評価項目(以下、評価チェックシート)を外部評価のツールとして使用

することが可能かどうかを検証することを目的として以下の調査を実施した。

(1) 一次調査

調査方法：郵送による質問紙調査「家庭的保育の評価に関するアンケート」を実施

対象：家庭的保育(国事業、地方単独事業とも含む)を実施して1年以上が経過する市町村77か所

時期：平成21年8月

調査内容：①家庭的保育支援員や巡回指導員の有無、②保育内容や環境、保育者としての資質を評価する取り組み、③本調査(および2次調査)への協力の可否、④評価項目への感想

(2) 二次調査

調査方法：研究班で作成した評価項目を家庭的保育支援者または訪問指導員(または、家庭的保育者)が使用した上で、こちらで用意したレポートに記入してもらった。

対象：一次調査で協力を申し出た8自治体

時期：平成21年9～11月

調査内容：①評価チェックシートを使用する効果、②評価チェックシートを使用する上での課題や改善点、③その他、気づいた点、④評価項目のうち、わかりにくい表現や項目への指摘

(3) 三次調査

調査方法：聞き取り調査

対象：二次調査に協力を得た自治体のうち、3自治体の担当者

時期：平成22年2～3月

調査内容：①自治体における家庭的保育の状況、②家庭的保育者に対する訪問指導・助言、評価の実施状況など頻度・内容等、③本研究班で作成した評価シートに対する意見や改善点、④家庭的保育者への支援体制における取組や課題、⑤家庭的保育施行後の課題、今後の家庭的保育のあり方に関する意見

2 家庭的保育事業の動向

家庭的保育事業の法定化が定まって以降の家庭的保育事業の変遷について、通知や文献を基にその動向をまとめた。

3 保育所実施型家庭的保育事業の訪問実態調査

調査方法：訪問による実施保育所長への聞き取り調査及び見学

対象：3市で実施される保育所実施型家庭的保育7か所

時期：平成23年1月～2月

調査内容：①実施場所の見学、②実施保育所並びに家庭的保育の概況、③保育環境、④保育所が家庭的保育を実施する意義・位置づけ、実施保育所との連携、⑤今後の家庭的保育への展望等。

4 倫理的配慮

質問紙の送付にあたっては、協力依頼状により本調査の趣旨を説明し、結果については統計的処理を行い、自治体並びに個人情報に関して迷惑をかけることのないよ

う配慮することを説明した。また、聞き取り調査に関しては、調査結果をまとめたうえで事実関係に間違いがないか調査協力者の確認を取った。

Ⅲ 結果と考察

1 家庭的保育の評価項目の検証

(1) 一次調査

家庭的保育の評価に関するアンケートの結果

1) 回収率

対象とした 77 か所の市町村のうち、52 か所から回答を得、未実施あるいは該当者なしの 2 か所を除いた 50 か所からの回答を有効回答とした（有効回収率 64.9%）。

2) 家庭的保育支援者や巡回指導員の有無

家庭的保育の現場を訪問し、保育内容、保育環境、安全対策、子どもの発達等についての相談に応じ、助言・指導を行う職員がいる市町村は、32 件（64.0%）であった。そのうち、家庭的保育支援者（または員）と職名がついているのは 4 件に過ぎず、家庭福祉員巡回指導員や保育アドバイザー、巡回相談員などの名称や、職名としての名称よりも、再任用職員、嘱託などの契約上の立場を示す職名が記入される方が多かった。職種には複数の職種が記入されたが、保育士が最も多く 23 件、保育士以外では保健師または看護師、助産師 6 件、栄養士 5 件なども記入されていた。人数は 1 人が 10 件、2 人が 7 件、3 人が 5 件など少人数のところが多いが、最大 17 人までの記入があった。

巡回訪問の頻度については、1 か月間に 1 回以上、1～2 回、2～3 回、4～5 回など月単位の回数を回答したものが 13 件（40.6%）、年に 2 回以上 6 回程度までの回数が記入されたものが 12 件（37.5%）、年 1 回が 4 件（12.5%）となっていた。訪問の頻度には開きが見られたが、頻度が高い地域は国事業を導入していた。

3) 自治体における評価システムの有無

家庭的保育の保育内容や環境、保育者としての資質等を評価する取り組みについては、複数回答で回答を求めたところ、「とくに行っていない」と回答した 19 件（38.0%）以外には何らかの取り組みが見られた。その中でも、「助言・指導を行っている」が最も多く 27 件（54.0%）で、次いで「監査指導を行っている」が 12 件（24.0%）であった。また、「家庭的保育支援者、巡回指導員、連携保育所等が使用する評価シートを用意している」は 6 件、「自己評価シートを用意している」は 2 件であった。

4) 本研究班作成の評価チェックシートへの意見

30 か所の自治体が評価チェックシートを見て、項目数、項目の内容、項目の表現について回答を寄せた。

まず、項目数（68 項目）については、「適量」が 17 件（56.7%）、「やや多い」が 6 か所（20.0%）、「多すぎる」が 2 か所（6.7%）であった。

次に、項目の内容については、「適切」が 18 件（60.0%）、

「やや高い」が 6 件（20.0%）、「基準が高すぎる」が 1 件（3.3%）であった。

最後に項目の表現については、「適切」が 16 件（53.3%）、「やや難しい」が 8 件（26.7%）、「難しすぎる」が 1 件（3.3%）であった。

いずれも適量または適切とする意見が多かったが、数が多すぎることや、基準が高い、表現が難しいなどの意見が 2.5 割から 3 割程度見られた。

(2) 二次調査

担当者による評価チェックシートの試用

1) 協力自治体における協力の概要

8 自治体から協力の申し出があり、結果の送付があったのは 6 自治体であった（表 1）。

表 1 協力自治体における協力の概要

地域	事業種別	担当者職名	対象保育者数	方法
北海道東北	国事業	家庭的保育支援者	4 人	保育者、実施者共に使用。照らせ合わせはしないが、実施方法で評価が異なる点を確認。配布後 2 週間で回収。一人の評価に要した時間 40 分
	国事業	家庭的保育支援者、連携保育所長	2 名	実施者のみがチェックシートを使用。一人の評価に要した時間 1 時間程度。
関東	地方単独	家庭福祉員担当	25 人 配布 23 人 回収	保育者のみがチェックシートを使用。説明文を添えて郵送後、1 週間で回収
	地方単独	保育アドバイザー	3 人	保育者・実施者共に使用。照らせ合わせはしないが、実施者の方で評価が異なる点を確認
	国事業	主査	6 人	家庭的保育者のみがチェックシートを使用。研修時に配布し、回答。
関西	国事業	家庭的保育担当	1 人	保育者・実施者共に使用。照らせ合わせはしないが、実施者の方で評価が異なる点を確認。配布後 1 週間で回収。一人の評価に要した時間 30 分

2) 評価チェックシートを使用することの効果について

あらかじめ効果の例として、以下を提示した。

1. 保育者ができていない部分について、保育者の気づきを促す
2. 保育者が気づいてないことへの助言・指導する機会が得られる
3. 保育者自身が、今後保育を改善し、質を向上させる
4. 家庭的保育者に何が求められているか、その基準を示すことができる
5. 保育者が努力している部分に気づき、認めることができる
6. 保育者と保育内容について、話をする機会ができる
その結果、以下のような意見があげられた。

<保育者にとっての効果>

- ・保育者が自分を振り返り、保育の質の向上につながる。
- ・保育者に求められているものに気づき、意識の持ち方が違ってくる。
- ・基本的な保育に関する考え方を再確認することができた。

<支援者・巡回指導者にとっての効果>

- ・例として記された6項目の効果が得られた。
- ・保育者の日頃の実態がある程度把握できた。
- ・保育者の求めているものがわかった。
- ・支援体制のあり方について見直す機会となった。
- ・保育者の意識や努力していることなどに気づくことができ、認めたり誉めたりすることができる。
- ・保育者・市担当者が点検しやすく、振り返り、改善・指導できる機会が得られ、保育の質の向上につながる。特に、「保育者が努力していることに気づき、認めることができる」点については複数の指摘が見られた。

3) 評価チェックシートを使用する上での課題や改善点について

具体的に、評価チェックシートへの書き込みも含めて、様々な意見があげられた。ここでは一次調査結果(記入のあった2か所)と二次調査結果(6か所)をまとめて記述していく。

評価チェックシートには、A(保育者にここまで求めていると思う項目)、B(外部者が判断しにくいと思う項目)、C(判断の基準が困難と思う項目)の記を付けるように依頼した。結果は以下のとおりである。

①保育者にここまで求めていると思う項目(A)

数は多くないが、以下の項目があげられた。保育理念のうち、「1. 家庭的保育に関する規定や関係法令は、少なくとも1年に1回内容を確認し、遵守している」(1か所)、II 子どもの発達援助 2. 保育の計画及び評価のうち、「I それぞれの年齢にあった指導計画を作成している」(1か所)、3. 健康と安全(1)子どもの健康支援のうち、「⑤子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制が取られている」(1か所)、(2)環境・衛生・安全管理のうち、「⑨緊急時の避難訓練を定期的実施し、その記録を保存している」(1か所)、III 保護者に対する支援のうち、「2. 子育て・子育て支援に関する情報の収集および提供」のうち、「②子ども虐待について、保護者に知識や関係機関についての情報を提供できるように心がけている」(1か所)、IV 保育を支える組織的基盤 1. 研修の受講や専門性向上の努力についてのうち、「③(保育士資格を保有しない場合)保育士資格取得を目指して勉強している」(2か所)、3. 支援体制づくりのうち、「①自治体等の巡回指導や相談の機会を積極的に活用している」(1か所)である。

昨年度研究の結果では、保育者の自己評価でも計画や記録がB評価(やっているが、改善が必要)やC評価(できていない、または、やっていない)となる割合が他の

項目と比較して高かったが、支援者・巡回指導者側にも「そこまではやらなくてもよい」あるいは「難しいのではないか」という見解があることがわかった。

また、保育士資格取得については、言外に目指すべきものとして位置付けられているのではないかと指摘があった。その他については、医療機関との連携など個人で整備することが難しいとの指摘もあった。

②外部者が判断しにくいと思う項目(B)

前述のここまでは求めていると思う項目よりも多くに書き込みが見られた。そのうちの多くは、一つの項目で聞いていることが大きすぎて、何のことを聞いているのかとらえにくい、それよりも、より細分化されたチェック項目(イメージしやすい)がある方が一つ一つ照らし合わせて確認しやすいことへの指摘である。例えば、子どもの人権への配慮や子どもの人格を尊重しているという項目や(I保育理念 2)、II 子どもの発達援助の3. 健康と安全 などの項目について、そのような意見があげられた。

具体的には、保健衛生、健康・安全に関するマニュアルが自治体により整備されている場合は、まずは「どうすればよいか」「どうしなければならぬか」があつて、それができているか否かを点検し、できていない場合に改善していきやすいということも指摘されている。また、他には、家庭的保育の基礎研修テキスト「家庭的保育の基本と実践」⁷⁾のような参考図書を示し、保育者がそれと照らしながら回答したことが記入されていた。

さらには、対象年齢を分けて記入できるようにするなど項目の細分化を求める意見があげられたと同時に、外から見ただけではわからない項目があることへの指摘もあった。

③判断の基準が困難と思う項目(C)

この項目については数は多くないがいくつか指摘があった。その内容は②の内容と重なり、何をどこまで、あるいは類似の場面をどうとらえるか、該当しない場合が多く無回答が多いなどの指摘であった。

その他では、評価の表現としてあげた「できている」(A評価)については、完結したように感じられるが、保育内容・保育への対応は「している」が必ずしも「できている」とは限らず、常々反省するということもあるので、「している」の方が良いのではないかという意見があった。また、「できていない」と「やっていない」の区別や示す内容が理解しにくいという指摘もあった。

一方で、見ただけではわからないことを質問したことにより、保育の状況が見えてきたことがあることへの指摘や、保育者だけでなく、支援者側にも支援体制のあり方を振り返る機会になったとの意見もあげられた。

(3) 一次調査、二次調査のまとめ

家庭的保育評価項目の検証について

まず、基本的な評価の前提として、評価を受ける(ある

いは自己評価する)家庭的保育者が家庭的保育者として何をすべきか、何に拠って保育をするのかということが共通に理解されている、あるいは、共通に求められていることが必要となるが、現状の家庭的保育の場合はその部分がそうはなっていないのが現実である。

現段階では国の基準と地方単独事業の実施基準には乖離があることに加え、地方単独事業についてはそれぞれの地域ごとに全く異なるという実態がある。さらには、家庭的保育者の資格要件として、保育士に限定されている自治体とそうではない自治体、国のガイドラインに沿った基礎研修や現任研修を実施している自治体や継続的に研修を実施している自治体とそうではない自治体など、そもそもの出発地点が異なる場合が多い。

現に本調査の中でも、保育所経験のある保育士ならできるとは思えないが、保育士ではない保育者にここまで求めるのは難しいということも多々指摘された。国の実施基準やガイドラインでは家庭的保育の保育内容は保育所保育指針に準ずると示されており、それが保育の拠り所の一つとなると考えられるが、とりわけ改訂保育所保育指針になじみのない家庭的保育者の存在もある。

そのような状況の中で、法定化により最終的に目指すべき家庭的保育の標準形は設定されたと考えられるが、そこに至る過程がそれぞれの自治体で異なる現状では、本研究班で作成した評価項目を統一されたものとして同時に活用するよりも、それぞれの自治体における家庭的保育事業のあり方に見合う評価項目に手直ししたうえで活用していくことがより効果的である可能性がある。

また、項目を細分化した方がそれぞれの状況にあわせた評価がしやすくなることは当然であるが、項目数が膨大になることから、本研究班では最低限度必要と考えられる項目や類似する場面の一つを取り上げてそれを評価項目とするような取り上げ方をした。自治体での活用においては、一度に全項目についてチェックするやり方がある一方で、各領域ごとに細分化したものを年度ごとに活用する方法もあると考えられる。その際、研修や伝達により、保育者には何をすることが求められているかが伝わり、すなわち、評価項目にあげられている内容が理解できている前提で、その実践をした上で、評価チェックシートを用いて確認していくことが求められ、その活用法も併せて、伝えていく必要もあると考えられる。

今回の調査結果をもとに、本研究班で作成した評価項目に訂正を加えたものを最終版とし(巻末表2)、それをもとに各自治体(あるいは保育者自身)が適切な改訂をくわえながら、使いやすいものとするのが期待される。

(4) 三次調査

自治体への聞き取り調査の結果

評価項目に関する調査に協力が得られた3自治体を取り上げ、訪問支援・指導、評価システムなどについての詳細なヒアリングを行い、保育者支援の実態と方法、法

定化後の家庭的保育事業の課題等について意見を聴取した。対象としたのはいずれも関東にある自治体である。

2008年度より国庫補助の家庭的保育事業に「必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者」として「家庭的保育支援者」が配置された。当初は連携保育所等に配置されることが想定されたが、現在では行政担当課に配置されている自治体もある。家庭的保育者の支援を行うために、家庭的保育の実施場所を訪問し、必要な助言指導を行うことや、代替保育を行うことが期待されている。保育開始後には、子どもを置いて出ることができなくなる家庭的保育者に対してアウトリーチ型の支援を提供するものとして期待されている。

家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育に必要なのは問題なく保育が行われているかどうかの監査や監督、できていないことを見つけて助言指導するのみならず、家庭的保育者に寄り添いながら、家庭的保育が必要とする支援(例えば、保育を始めたばかりの保育者が慣れるまで一緒に保育にあたる時間を設けたり、子どもとの遊びを一緒にしたり、子どもの様子を見るなど)を提供することにつながったといえる。(1)の結果でも見られたように、家庭的保育支援者という職名で勤務する者はまだ少ないが、他の業務と兼務しながら、家庭的保育の支援者としての役割を担う担当者は増えてきていると考えられる。

以下に、それぞれの自治体の取り組みの特徴を事例としてあげる。

1) 自治体A(東京特別区・地方単独事業)

①訪問指導・支援の様子

家庭的保育者26名に対し、元保育士の担当者が課に3人おり、2人一組で年3回訪問している。訪問時間は約30分、居宅の中の様子を見、連絡帳、弁当の保管状況などを確認するほか、保育者から話を聞いている。その結果、気になる状況がある場合は、個別に返すのではなく、全員に文書で返すようにしている。また、注意喚起や要望を伝えるだけではなく、良いところを見つけてほめることも心がけている。

家庭的保育を始めたばかりや、気がかりな保育者のところには何度も職員が出向いている。具体的な指導の内容は、部屋の整理整頓、子どもの発達、遊びの時間の確保・拡大、保護者対応などであるが、このような訪問の形を、訪問型の研修と位置付けることができないかと考えている。

大抵の家庭的保育者は月始めに補助金の申請に役所に来るので、担当者と話をする機会が持てる。また、日誌をチェックしフィードバックするようにしている。

②法定化後の課題

東京都が国の基準にそろえていくことを表明したのに伴い、区でも国の事業に乗せていくためのプロジェクトチームを作り、課題を洗い出したうえで制度改革を進め

ていこうとしている。連携保育所を民間に広げていくことや、代替保育の受け入れも課題の一つとなっている。

都が基礎研修を実施しているが、まだ全員受講していない。区独自の研修が年2~3回あり、他に保育者の会で自主的に研修にも取り組んでいる。

2) 自治体B (国事業・地方単独事業併用)

①訪問指導・支援の様子

保育者25人に対し、支援員が4名いる。訪問の頻度は個々の保育者の状況により異なり、必要な時に必要なだけ訪問することが可能となっている。訪問し、実際に保育の中で子どもともかかわりながら、一緒に考えていくやり方をしている。保育者と支援員の関係ができてくると、本音を話してくれるようになる。

支援員同士の話し合いを週1回持つようにし、保育者からの相談内容への対応なども話し合ったうえで返すこともある。保育者個人の資質やパーソナリティにあわせてアドバイスするようにしている。

②評価システム

支援員が評価をするためのチェックシートがあり、毎回の訪問記録を残し、次の訪問に生かしている。保育者が記録する報告書を用意し、その内容を連携保育園の園長がチェックする仕組みを作っている。

また、年2回支援員が集まり、研修への参加姿勢や利用者の評価も含めて、保育者の評価をしている。

③法定化後の課題

現任研修を実施したことで、保育者のプロ意識が出、仕事への誇りが持てるようになった。改めて学べることを楽しいと感じ、その成果を実感できている。

一方で、認定研修を自治体が独自に行うのは負担が大きいと、国か県が研修を運営してほしいと考えている。

家庭的保育の定義自体が揺らいているが、小規模保育は家庭的保育とは切り離し、独自の定義が必要である。

3) 自治体C (国事業)

①訪問指導・支援の様子

保育者8名に対し、支援者である市役所保育課の保育士1人が対応している。家庭的保育者は全員保育士経験がある。支援者は月1回程度、家庭的保育者の居宅を訪問し、支援者が子どもと遊ぶ姿を見せることにより、楽しく保育ができるように、保育者の個性を大切にしながら、意欲につながるように支援したいと考えている。

2か月に一度研修を実施しており、現在は基礎研修の内容をテキストに沿って行っている。家庭的保育への認知を高めることを目的に連携している公立保育所の所長、副所長も研修に参加している。

②法定化後の課題

家庭的保育者は市民に「認めてもらいたい」「知ってもらいたい」という意識が強いと感じているので、質の高い保育をしていることを様々な方法で広めていきたい

と考えている。また、家庭的保育者をより丁寧に支援できる体制があるとよい。家庭的保育者の個性を知った上で支援するためには、支援者が人事異動により任期が短期間のこともあるため、支援者と家庭的保育者の間に、連携している公立保育所の所長、副所長が入り、フォローする役割になれるようにしていきたいと考えている。

2 家庭的保育事業の動向

先述したように本研究班では平成19(2007)年度の研究²⁾において、「家庭的保育のあり方についての研究」として家庭的保育の現状と課題について報告をまとめた。その中で、家庭的保育の普及・定着のための課題として、(1)法的位置づけの明確化、(2)実施基準等の整備、(3)家庭的保育者への支援、(4)人材の養成・確保、(5)安定的財源の確保、(6)社会的PRの強化を指摘した。それらは続く法定化への検討の中で課題解消の方策が実現されたものも多いが、逆に規制緩和されたものも多い。本項では、法定化までのプロセスとともに、法定化後の家庭的保育事業の動向について整理することとする。

(1) 法定化まで

家庭的保育事業は保育対策等促進事業の待機児童解消事業の一つとして位置付けられており、法定化に先立ちすでに対応がとられたこととして、先述の「家庭的保育支援者」の配置(2008年度)に加え、家庭的保育者のなり手が増えない要因とされてきた「家庭的保育者は、現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと」という家庭的保育者が養育する子どもに関する要件が撤廃され、「家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がいないこと」に改められた(2009年)。

一方で、保育の場所は「保育者の居宅」に限定されていたが、保育所実施型の家庭的保育事業の導入に伴い、「保育者の居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所」と拡大された(2007年)。賃貸アパート等に関しては、その後、「安心こども基金」(2008年~2011年一括計上)において、「実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業」が含まれたことに加え、2009(平成21)年度第2次補正予算により、一定の条件により基準額の増及び補助率の嵩上げが認められた。さらに保育の実施場所に関連して、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)を受けた財務省の取組みの一環として、未入居の国家公務員宿舎を一時的に家庭的保育事業に活用することができることとなっている。

2008年12月3日、改正児童福祉法が成立し、児童福祉法における家庭的保育事業の法定化され、施行は2010年4月1日となった。実施基準やガイドラインを策定するための「家庭的保育の在り方に関する検討会」³⁾(座長:庄司順一)が設置された。検討会ではとりわけ家庭的保育者としての資格要件に関して、児童福祉法に「保育士」または、「保育士と同等の知識及び経験を有するものとし

て市町村長が認める者」と規定された後者の内容をどう規定するかに議論が集中した。家庭的保育事業は待機児童解消の速やかな解消という目的を持っており、それに対応するためには、家庭的保育者へのなり手を増やすために要件緩和が必要とされてきた。結果としては、認定研修（座学40時間＋保育実習48時間、＋20日⁹⁾）を課すことになったが、検討会報告書には今後の課題として、以下のことが盛り込まれたが、現在まで特段の対応も検討も行われていない。

「家庭的保育者の要件については、保育士資格を有しない者にも一定の研修を受講し、市町村長が適当と認められたものは、家庭的保育者として認めている。

保育士資格を有しない家庭的保育者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべきである。」

2000年に国庫補助事業として家庭的保育事業が創設された時に、先行的に家庭的保育を実施してきた地方自治体のうち国庫補助事業を導入した自治体はきわめて少なかった。その理由として、保育者の資格要件が保育士と看護師に限定されていることや連携保育所の設置が困難ということがあげられていた。今回の法定化にあたり、資格要件は緩和されたが、それでも認定研修の実施や連携保育所の設置が壁となり、国事業の導入が進んでいない実態がある。とりわけ都市部では、認可保育所が待機児童対応などで人員超過になっている上に、地域子育て支援などの役割も担っていることから、連携保育所としての役割が期待できないため、認可保育所の最低基準を満たす認可外保育施設が追加され（2009年）、さらに「新成長戦略に向けた3段階の経済対策」（2010年）において、一定の条件を満たす幼稚園等についても連携機関の対象とされた。

(2) 法定化後 「家庭的保育」の定義の揺らぎ

家庭的保育は本来家庭的保育者の居宅を保育の実施場所として、少人数（5人以下）の異年齢の子どもを対象に長年実施されてきた。従前の国庫補助事業では、この5人以下という人数にこだわり、それ以上の人数を対象とする類似事業を家庭的保育として認めなかった経緯がある。しかしながら、住宅事情のために開業したくても開業ができない、あるいは、保育所実施型という新たな事業類型が創設されたことにより、居宅外での保育が容認されるようになったことと同時に、複数の家庭的保育者が行う保育が家庭的保育事業として、広がり始めた。

それらは地方単独事業、あるいはモデル事業として実施されたが、徐々に家庭的保育事業の一類型として容認されつつある。まずは、緊急雇用対策（2009年）において、「NPO法人等を活用した家庭的保育の試行的事業」が実施されることとなり、家庭的保育のなり手不足を理由として、地域におけるNPO等を活用した家庭的保育事業を試行的に実施し、家庭的保育者の増加を図り、家庭的保育事業の推進を図るものとして実施されることとなり、

一部の自治体がこれを導入した。

また、「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために」（2010年1月閣議決定）では、施策の具体的内容として、「家庭的保育の担い手の育成や環境整備についての支援を充実し、その普及促進を図る」ことが盛り込まれた。その要件としては、家庭的保育事業のガイドラインの内容に基づき実施すること、並びに、家庭的保育者に対する相談、指導、または、代替保育等の支援を行うため、連携する保育所を確保することが留意事項として明記されている。

続いて、2010年6月に少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、家庭的保育事業は「小規模保育サービス」として類型化された。その中に、保育者の居宅や居宅以外の賃貸スペースを活用して行われる個人実施型の従来の家庭的保育と、「複数の家庭的保育者により一体的に実施される、小規模サービス」として、複数の保育者と保育補助者が共同のスペースを利用して行われるものが提示された。同新システムについては、2010年度中にワーキングチームで検討が進められたが、家庭的保育については基本制度ワーキングチームの中で「多様な保育」の一環として検討されている。2011年3月現在、新システムについての決定事項はない。

一方、待機児童の抜本的解消を促すことを目的に内閣府に設置された国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト（2010年11月、待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ）の中で、「グループ型小規模保育事業」が検討され、2011年度より、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する事業が創設された。

本事業は2010年現在待機児童が10人以上いる自治体を実施できるものとされ、保育所から技術的な支援を受けながら、家庭的保育者が少人数の乳幼児の保育を同一の建物において複数で協力しながら実施することで、保育サービスの供給を増やし、待機児童の解消を図ることを目的とするもので、保育所実施型グループ保育と個人実施型グループ保育の類型が設けられている。同一の場所で保育する家庭的保育者の数は3人までとされているが、保育補助者がいる場合は子ども5人まで認められ、最大15人の子どもを同じ場所で保育することが認められている。なお、前者には最低基準を満たす認可外保育施設も含まれている。

家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託する事業は個人実施型グループ保育に含まれ、連携保育所の支援を受けることが規定されている。さらには、連携保育所については、「連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする」とされており、新たな緩和が盛り込まれている。

名称の上では、家庭的保育事業とは区別されているが、実際には、家庭的保育事業と同じガイドラインに沿って

行われるものである。

(3) 処遇改善について

家庭的保育者の処遇についてもなり手を増やすうえで、課題の一つであったが、少しずつではあるが改善されてきている。また、賠償責任保険料への補助が追加されていることも保育者の安心につながるものである。さらには、2011年度からは家庭的保育補助者の雇用費が加算されることとなった。事故防止を目的として、先行的に地方自治体では加算されるところが増えてきてはいたが、国で雇用費が認められたことがさらに補助者雇用費を促進させるものと考えられる。

以上、家庭的保育事業の法定化をめぐる動き、法定化以降の流れについてまとめたが、法定化により研修や支援体制が充実するなどの効果が見られたことと同時に、家庭的保育の拡大解釈と考えられる動向もある。これらの問題点や課題については、次年度の検討課題としたい。

3 保育所実施型家庭的保育事業の訪問実態調査の結果

保育所実施型の家庭的保育事業は前述のように2007年度より保育対策等促進事業の一環として実施されているが、これを実施する市町村は2010年度現在全国で5か所である。認可保育所を運営する法人が家庭的保育者を雇用し実施するものであるが、訪問調査と聞き取り調査を行った結果は以下のとおりである。

(1) 自治体D（中核市）

2009年より家庭的保育事業をモデル事業として導入し、市内の1法人で保育所実施型の家庭的保育事業を実施している。

<事例1>

①環境

住宅地にあるマンションの1階部分にNPO法人が運営する認可外保育室があり、その一画を借り上げる形で、2009年9月より実施している。入口、トイレは共有で、園庭も利用できる。入口は施錠されており、その開錠はNPO法人の職員が行っている。パーティションで認可外保育施設のスペースと区切り、アコーディオンカーテンが保育室の出入り口となっている。空調を共有することと解約時に原状復帰が求められることから、このような構造となっているため、認可外保育施設からは騒音が聞こえる。家庭的保育事業のスペースはパーティションと低い棚を使い3つのスペースに仕切られている。水回りはこの空間にはなく、保育補助者がまとめて認可外保育と共同の場所で洗い物をする。

②保育内容

2011年1月現在、3人の家庭的保育者、4人の保育補助者が年齢別に子ども5人を3ユニットで保育している。週6日、7時から19時まで開所している。保育方針は実施保育所と同じになっており、分園に近い位置づけとな

っている。給食や行事を含め、実施保育所と同じ保育が行われていることが利用する保護者を納得させるとのことである。

年齢ごとのユニットになっており、それぞれが別の活動を行っている。少人数であることから、子どもと保育者が接する時間を多く持てる。通路がないため、移動の際にどこかの部屋を通らざるを得ないことが課題である。

全体の統括は家庭的保育支援者が行っている。一日2回、実施保育所に給食を取りに行くため、実施保育所との連絡ができています。給食は車で運び、配膳を保育室で行う。使った食器はそのまま実施保育所に持ち帰る。また、代替保育は家庭的保育支援者が行う。

③連携

実施保育所とは車で10分程度の距離であり、子どもが徒歩で行ける距離ではない。平均して月1回程度の交流時には、タクシーを利用している。家庭的保育支援者を介して実施保育所から指示や指導が出せる。実施保育所と少し離れていることもあり、実施保育所への移行を必ずしも全員の保護者が希望するわけではない。

④今後の家庭的保育

保育所分園は保育所と同様に基準が厳しいが、家庭的保育は形が柔軟な制度で使いやすく、また、保護者のニーズにも合わせていきやすい。現在は5人ずつユニットを分けて使っているが、必ずしも5人を分ける必要はないと考えられており、0歳は安全の確保のために仕切られた部屋で保育するが、歩き始めた子どもは一緒に活動ができるため、小さい部屋と広いスペースの両方があるようなことが望ましいと考えられている。

各ユニットは担当者が責任を持っているが、保育室全体に責任を持つリーダーの存在は必要である。現在は年長者がリーダーとなり、また支援者が全体を見ている。

⑤考察

認可外保育施設の一画で行われているため、家庭的保育の一つの特徴である静かな環境とはなりえていなかったが、パーティションと棚を工夫して使いながら、部屋を仕切り、それぞれが単独に活動を行っていることにより、担当の保育者2人と5人の子どもたちの関係性がより安定的かつ密接なものとなっているように見受けられた。その特徴が保育所での集団での保育と比較して、施設長の言うところの「家庭の延長」に近い要素を残しており、広い活動スペースの中で数ユニットが一緒に活動を行う形態とは違いが出ているのではないかと考えられた。

(2) 自治体E（政令指定都市）

個人実施型の家庭的保育が1960年代より行われていたが、2008年度より保育所実施型を導入し、2010年10月現在、12法人13か所で実施されている。そのうちの2法人に対して、訪問実態調査を行った。

<事例2>

①環境

準工業地域に建つテラスハウスの一軒を借り受け、床暖房や子ども用のトイレの設置など建物の内部を大改造して、2010年1月に開設された。玄関前のテラスには靴箱と簡易施錠付きの門扉が設けられている。保育室は子どもの年齢別に2部屋設けられ、その間仕切りには透明の資材を使って全体が見通せるようになっている。0歳児の部屋には午前睡や午睡ができるようにベビーベッドを設置して、安全面での配慮もされている。部屋の奥にキッチンがある。1～2歳児の部屋は側面に全員の持ち物を収納する棚が設けられており、全員での活動スペースとしても活用されている。

②保育内容

2011年1月現在、家庭的保育者2名と家庭的保育補助者6名で10名（0歳児4名、1歳児5名、2歳児1名）の子どもたちを保育している。土曜日は実施保育所での保育となるが、月曜から金曜日は7:30～18:30まで開室して延長保育のニーズにも対応している。デイリープログラムでは0歳児と1～2歳児に分かれて活動する時間、全員で活動する時間を設けている。家庭的保育が「家庭的」という名のもとに単なる子どもの「預かり」となってはならないとの考えから、保育者の中でリーダーを決めて、実施保育所と同じ保育方針のもとに家庭的保育補助者も含めて話し合っただけで子どもたちの保育を展開している。また、実施保育所の家庭的保育支援者が中心となって家庭的保育者からの相談に応じ、助言や指導などの支援を行っている。

③連携

実施保育所は家庭保育室から100メートル程の所であり、子どもたちは健康診断や行事への参加だけでなく、保育所の子もたちとの交流、砂場や色々な玩具などで遊ぶために歩いて行く。特に、2歳児は複数の同年齢や年上の子もたちと交流して刺激し合うこと、さらには広い園庭で活動することも必要なので、実施保育所に行くことが多い。給食やおやつは実施保育所から届けられるが、離乳食は家庭保育室のキッチンで作っている。

土曜日だけでなく、家庭保育室で保育をし難い際には、実施保育所で代替保育を行う。

④課題

3歳児からの保育所への移行は今回、何とか実行できたが、次年度からは不明である。そこで、保護者に保育所への入所申請をするよう指導したものの申請は少なく、3歳になるまで家庭保育室を利用するケースがほとんどであり、保育所へのスムーズな移行が課題の一つとなっている。

⑤考察

実施保育所長（家庭的保育支援者）は家庭的保育について、子どもたちや保護者と保育者の距離が保育所に比べて近く、異年齢や月齢差の中で子どもたちが育ち合い、そのことを保育者が感じられる点が魅力的だと言う。子

どもたちや保護者と保育者の距離が近ければ近いだけ個別対応も密になり、保育者の力量が問われることにもなるだろう。同時に、実施保育所の協力・連携もより求められ、保育所の全職員が家庭保育室について理解を深めていく必要がある。

<事例3>

①環境

畑が点在する地域に建つマンションの一室を借り受けて、2008年8月に開設された。賃借のために室内の改造ができないので元の構造のまま使用し、子どもたちが生活する家により近い状態である。危険箇所は発砲スチロールなどで覆い、工夫を凝らしている。ダイニングキッチンの他に、保育室として子どもの年齢別に2部屋の保育室がある。0～1歳児の部屋は広く、大きな窓もあって自然光が入る。この部屋は、全員での活動スペースとしても活用されている。2歳児の部屋は玄関から入ってすぐの所で、0～1歳児の部屋と離れているため邪魔されずに集中して活動ができるスペースとなっている。トイレは大人用サイズなので幼児用便座、洗面台には踏み台を置いて使用する。

②保育内容

2011年1月現在、家庭的保育者3名と家庭的保育補助者3名で10名（0歳児3名、1歳児3名、2歳児4名）の子どもたちの保育を行っている。週6日、7:30～18:30まで開室して延長保育のニーズにも対応する。保育者が3名配置されているので、何かあっても対応でき、実施保育所での代替保育態勢はとられていない。デイリープログラムでは0～1歳児と2歳児に分かれて活動する時間、全員で活動する時間を設けている。実施保育所と同じ保育方針で、保育者の中の一人をリーダーとして家庭的保育補助者も含めて話し合いながら保育を展開し、実施保育所の家庭的保育支援者が中心となって保育者の相談に応じ、助言や指導などを行っている。

③連携

実施保育所は家庭保育室から子どもたちが歩いて10分弱の所であり、健康診断や行事への参加だけでなく、園庭などを利用している。給食やおやつは、家庭的保育者が保育所に取りに出向く。

④課題

実施保育所長（家庭的保育支援者）は家庭的保育室について、少人数保育のために保育者は子どもたちや保護者に対して個別対応が可能であり、子どもたちは異年齢の交流の中で育ち合うが、同年齢の子もたちとの交流が必要なことも少なくなく、保育室の中だけでは少人数での交流になると言う。実施保育所での交流態勢の整備が必要であるが、まだ十分に整備されているとは言えず、課題の一つである。

⑤考察

家庭保育室と実施保育所との協力・連携態勢を整備し

ていくための前提として、保育所の全職員が家庭保育室について状況を把握し、理解を深めていく必要がある。そのために、合同での保育者研修や事例研究会の開催なども有効なのではないだろうか。

同市では、実施保育所から10分以内に設置するよう指導しており、見学した上記の2か所も実施保育所に近く、比較的日常的な連携が行われている。今後はより充実した連携態勢の構築が望まれる。保育形態としては、5人型2組の家庭的保育として2部屋用意されているが、実態は3歳未満児10人の保育であり、保育のリーダー役を置いて年齢に応じた保育内容を工夫している。

(3)自治体F(東京特別区)

個人実施型の家庭的保育が1970年代より行われているが、2010年度から保育所実施型の家庭的保育事業を導入し、1法人が6か所の保育室を運営している。

<事例4>

①環境・保育内容

実施保育所では、2010年度から家庭的保育事業を実施している。6か所ある保育室は、いずれも区内の閑静な住宅街にあり、それぞれ5人の子どもが家庭的保育者と保育補助者(各保育室に1~2名)により、保育を受けている。週6日8:00~18:30開室しているが、土曜日は近隣に配慮して、実施保育所で保育している。

今回見学した4つの保育室は、公園に隣接したマンションの一階にあり、それぞれに家庭的保育者の名字を最初につけて「〇〇のおうち」と呼ばれている。見学にうかがった日も、家庭的保育の子どもたちが公園で遊んでいる姿が見られた。保育室同士は隣り合っており、各部屋のベランダ部分にある非常用の仕切りを取り、保育者も子どもも、ベランダを通して他の部屋と行き来することができるようになってきている。

各保育室には2つの部屋(ひとつはフローリング、もうひとつは畳)があり、乳児の睡眠・休息のためのスペースや子どもたちの遊びの内容に応じたスペースの確保など、各保育室でその時々状況に合わせて使い分けている。そのため、年齢に適した生活のリズム、活動の保障ができていく。保育室内には、子どもたちの発達に合った保育者の手作りのおもちゃや木のおもちゃがあり、ぬくもりが感じられる。また、ブロックやままごとができる場所が用意されていたり、絵本を手にとって見ることのできるコーナーがあったりと、子どもたちが落ち着いて自分のしたい遊びができる環境が整えられている。また、保育室ごとにキッチン・洗面所・トイレといった水回りには柵や踏み台などが設置され、在籍する子どもたちの発達に即した安全管理や生活習慣の自立を図るための配慮がなされている。

②連携

保育室はいずれも、実施保育所から徒歩約15分、分園からは徒歩約5~6分の距離にある。年間の行事は実施保育所と一緒に実施しており、毎週一回実施保育所に行きついで一緒に過ごす保育室もある。

なお、保育経験が15年あり、主任レベルの保育士1名が、家庭的保育事業専任の支援者として配置されている。各家庭的保育室を巡回して保育者の相談に応じたり、保育士が欠勤して人数が足りない場合には補助に入るなど、精神面・実務面の両面において保育者を支える存在である。

③特徴

家庭的保育室の特徴は、ひとつの保育室で少人数の子どもを保育できることから、子どもが環境に慣れるのが早いことである。家庭的保育者も、ひとりひとりの子どもをしっかりと受け止め応答的なかかわりができる。このことは、子どもと保育者の関係性に大きな影響を及ぼしていると考えられる。同様に、保護者と保育者の関係も築きやすく、保育者がひとりひとりの保護者に寄り添うことができる。つまり、保護者が保育者に自分のことを理解してもらっていると感ずることができると考えられる。そのため、基本的に保護者からの苦情は少ないが、一方で保育者が保護者に共感しすぎ、援助の方向性に悩むこともあるという。

密室化しがちであることがひとつの課題でもある家庭的保育であるが、この家庭的保育室の場合、隣合った保育室の保育者が部屋を行き来することができる。そのため、他の部屋の子どもの様子も保育者のかかわりを見ることができるとともに、保育者が他の保育者に自分の悩みを相談することもでき、保育者同士が連携して保育を行うことが可能になっている。

④考察

実施保育園の家庭的保育事業の大きな特色は、4つの保育室が同じマンションの同じ階に隣り合っているということ、また残りの2つの保育室も実施保育所もしくは分園から近い距離に位置していることである。これにより、各保育室が孤立せず、ゆるやかな独立性と保育者間の連携の両面を維持することが可能となっている。実際に、保育者からは「互いに行き来が可能だし、相談が必要なときにはいつでもできるという安心感がある」という意見が聞かれた。

こうした保育室の立地条件については、地域の住宅事情や家賃相場などの厳しい制約のもと実施保育所の園長らの努力によって現在の物件が使用できることになったという経緯で、必ずしもともと意図的に選定されたわけではないが、結果的に保育者、子ども、そして保護者それぞれにとって様々なメリットが得られることとなった。保育室が隣り合っているということは特殊な状況ではあるが、保育者・保育室間あるいは保育室と保育所の連携の効果やその重要性を示唆する例と言えるだろう。

(4)まとめ

保育所実施型の家庭的保育は、創設後5年が経過したが実施する自治体は少ない状況にある。日本保育協会¹⁾(2009)によると、保育所における家庭的保育事業の認知度は43.4%であり、民営保育園(46.9%)が公営保育園(37.4%)より高かった。「詳しい内容を知りたい」は全体の21.6%であった。

個人実施型の連携保育所を含み、「すでに実施」しているのは全体の1.6%にすぎず、「今後保育所実施型を検討したい」、「今後個人実施型の連携保育所を検討したい」はそれぞれ4.6%と低く、むしろ「検討しない」(38.2%)、「わからない」(46.1%)と関心のなさが際立つ結果であった。家庭的保育事業は市町村が実施する事業であるため、保育所が関心を持って市町村に導入の意思がなければいけないということも影響していると考えられるが、いずれにせよ、保育所実施型の家庭的保育事業の認知や関心は決して高いとは言えない。

その理由の一つとして、保育所実施型の家庭的保育事業(以下、保育所実施型)がどのようなものか、そのモデルの提示や、また実施保育所でどのような利点や課題を感じているかが紹介されてこなかったことにも起因すると考えられる。

今回の調査は保育所実施型の訪問実態調査を通じて、その実態の一端を把握するものとなると同時に、定義を拡大しながら多様に展開されつつある家庭的保育事業の今後を考えるうえでも役立つと考えられた。

事実、今回訪問した自治体は3か所であるが、それぞれ異なる形態で保育所実施型を展開していた。そのうち、導入後3年を迎える自治体では12法人が保育所実施型を導入するなど、一定の普及度が図られていた。以下では、従来より実施されている個人実施型の特徴との比較をしながら、保育所実施型の利点と課題について検討する。

今回調査した保育所実施型の形態は、共同スペースを持たずに3つに仕切られた空間で運営される形態、同室の中に2ユニットが個別の保育室と共同スペースを持ち運営される形態、同じマンションに隣接する独立した保育室で運営される形態(ベランダで行き来が可)であった。前者2か所は年齢別に構成され、実施保育所と同じ保育方針で、全体のリーダーが明確にされた上での保育が行われている。また、家庭的保育支援者や実施保育所の関与も大きく、保育所分園をさらに小規模化したものと捉えることができる。後者の1か所については、保育室が完全に独立しているため、それぞれの保育室の運営が独立し、それぞれの家庭的保育者は対等な関係にある。こちらも実施保育所と保育方針は同じであり、家庭的保育支援員や園長の関与は受けながらも、家庭的保育者同士で行われる会議などもあり、家庭的保育者の独自性は他の形態の保育所実施型よりもあるように見受けられた。

いずれの保育所実施型も、特定の保育者と子どもの関係、保護者と保育者の関係がより密接になるという点で保育所保育との相違点がうかがえた。一方で、保護者との関係においては、密接になりすぎることが関係を難しくする側面もあることが指摘されている点は、個人実施型にも共通することである。

実施保育所があることにより、常に相談したり・助言を受ける存在がいることや全体的な責任を負わずに保育に関わることができる点が、個人実施型の家庭的保育者とは責任の重さという点で異なり、また保護者から見たときには、実施保育所と同じ方針で、実施保育所が関与しながら行う保育という安心感があるものと考えられた。さらには、給食やおやつが実施保育所と同じものが提供されるという物理的な支援は、家庭的保育者や保護者の負担、さらには家庭的保育が敬遠される要因の一つを軽減するものであると考えられた。代替保育や延長保育、土曜保育についても、必要であれば、家庭的保育支援員や実施保育所のサポートが受けられることは家庭的保育者の負担を軽減していると考えられる。

とりわけ今回の聞き取り調査対象は主として施設長であるため、家庭的保育者がどのように感じながら保育にあたっているかまでは聞いていないが、その保育の実践における意識や負う責任の重さという点での個人実施型の家庭的保育者との比較はできないが、同じ「家庭的保育者」としても、かなり相違があると推察され、それは、必要とされる研修内容の違いにもつながるものと考えられる。

次に、現在拡大的に広がりつつある家庭的保育事業、すなわち今後展開されるであろうグループ型小規模保育との関連では、複数ユニットが一つの保育室を共有する場合も認可保育所との連携が十分に行われることや、また保育室全体を統括し、責任を担うリーダーの配置がなされる重要性が示唆される。それらについては、今後の課題として次年度以降の研究課題としたいと考える。

参考文献・註：

- 1) 小山修、庄司順一他、「家庭的保育のあり方に関する調査研究(1)」、日本子ども家庭総合研究所紀要第43集(平成18年度)、2007
- 2) 小山修、庄司順一他、「家庭的保育のあり方に関する調査研究(2)」、日本子ども家庭総合研究所紀要第44集(平成19年度)、2008
- 3) 小山修、庄司順一他「家庭的保育のあり方に関する調査研究(3)」、日本子ども家庭総合研究所紀要第45集(平成20年度)、2009
- 4) 網野武博他「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団、2009
- 5) 小山修、庄司順一他「家庭的保育のあり方に関する調査研究(4)」、日本子ども家庭総合研究所紀要第46集(平成21年度)、2009
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育事業の実施について」(雇児発1080第2号 平成21年10月30日)

- 7) 家庭的保育研究会編「家庭的保育の基本と実践 家庭的保育基礎研修テキスト」福村出版、2009
- 8) 家庭的保育の在り方に関する検討会「家庭的保育の在り方に関する検討会報告書」(座長 庄司順一)
- 9) 認定研修における保育実習については、看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)以外の者については、20日間の保育実習が追加で義務化されている。
- 10) 福川須美「0 家庭的保育事業 2010年から法制化施行」保育白書2010、p.62-6
- 11) 日本保育協会、「保育所のあり方に関する調査研究報告書平成21年度」、日本保育協会、2010

表2 家庭的保育評価項目（基礎編）

家庭的保育 評価チェックシート
（基礎編）

このチェックシートは、家庭的保育者が毎日保育を行う上で基礎となる内容が行われているかを評価するためのものです。毎日の保育を振り返りながら、A、B、Cのうちあてはまる項目に○をつけてください。

- A：できている
- B：やっているが、改善が必要
- C：できていない、または、やっていない

中には（子どもの年齢など）該当しない項目があるかもしれませんが、その時はチェックをする必要がありません。

I 保育理念 (3項目)

1. 家庭的保育に関する規定や関係法令は、少なくとも一年に1回内容を確認し、遵守している。
規定とは児童福祉法、省令、ガイドライン、自治体の要綱など
関係法令とは児童権利条約、児童虐待防止法など
2. 子どもの人権に十分配慮し、子ども1人ひとりの人格を尊重している。
3. 保育理念と保育目標を「保育所保育指針」に基づき決めている。

	A	B	C
1			
2			
3			

II 子どもの発達援助 (37項目)

1. 日々の保育における具体的なかかわりと援助
ー保育内容との関連及び養護と教育の一体的展開ー 15項目

- ① 個々の食事や睡眠などの欲求に応じて、心地よく過ごせるようにしている。
- ② 子どもの表情や発声などにタイミングよく、応答的に対応している。
- ③ 家庭と連携を取りながら、食べることへの意欲を持てるようにしている。
- ④ 一人ひとりの子どもとの信頼関係を築こうとしている。
- ⑤ 子どもの言葉にならない気持ちや思いを受け止め、共感的にかかわっている。
- ⑥ 自分でしようとする気持ちを大切に、衣服の着脱への意欲が持てるように援助を行っている。
- ⑦ 子どもの挑戦する気持ちや興味・関心を大切に、様々な遊びを体験できるように配慮している。
- ⑧ 保育者や友だちと一緒に生活したり、遊んだりすることの楽しさや心地よさを感じられるように配慮している。
- ⑨ 友だちとのかかわりを仲介したり、様々な人と触れあう機会を設けている。
- ⑩ 散歩や戸外での活動を通して、動物や植物と直接触れあう遊びを取り入れている。
- ⑪ 興味・関心が持てるような様々な遊具や玩具が用意されており、子どもが自分から遊べるような工夫がしてある。
- ⑫ 子どもの興味や関心に合わせて、子どもたちが自分で手に取れる場所に絵本などを用意している。
- ⑬ 子どもの気持ちを代弁したり、次にすることを言葉に出して語りかけたりしている。
- ⑭ 様々な素材や用具に親しんだり、感動や発見ができる活動の工夫をしている。
- ⑮ 子どもと一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて動いたりする活動を行っている。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			

2. 保育の計画及び評価

- ① それぞれの年齢に合った指導計画を作成している。
- ② 年齢差が大きい場合は、個々の発達や興味・関心に応じた遊びが十分にできるように環境構成や時間配分を行っている。
- ③ 子どもが主体的に遊びにとりくめる環境を準備している。
- ④ 保育の中で用いる素材や材料などについて研究し、子どもに適したものを準備している。
- ⑤ その日の保育を振り返り、内容やかかわりなどの記録を行っている（1日、一週間など）。
- ⑥ 振り返りを通しての気づきを、次の日、次の週の計画に生かしている。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

3. 健康と安全

(1) 子どもの健康支援

- ① 子どもの様子をよく観察し、健康状態を定期的、継続的に把握している。
- ② 体温・睡眠時間・授乳の時間等、必要事項について毎回家庭と情報を共有している。
- ③ 感染症やその他の疾病について基礎的な知識を持ち、自治体からの通知等をふまえた対応マニュアルを備えている。
- ④ 感染症が発生した際は、口頭及び文書や掲示板等で全ての保護者に状況を伝えている。
- ⑤ 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制がとられている。
- ⑥ 子どものアレルギーに関して、あらかじめ保護者から十分な聞き取りを行い、情報を共有している。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

(2) 環境・衛生・安全の管理

- ① 採光・換気・温度・湿度など、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- ② 子どもが眠っているとき、SIDS(乳幼児突然死症候群)を防止するための具体的な取り組みを行っている。
- ③ 子どもが直接触れる食器、寝具、遊具などは定期的に消毒や乾燥を行っている。
- ④ 安全チェックリストの作成等、事故防止に向けた取り組みを行っている。
- ⑤ 家具や遊具等の安全点検を定期的実施している。
- ⑥ 救急用品や消火器等、非常時に必要な備品はすぐに使用できるよう用意されている。
- ⑦ 火災や地震の発生を想定した防災計画がある。
- ⑧ 出入口の管理、防犯体制のチェックなど、不審者の進入を防ぐ対策を行っている。
- ⑨ 緊急時の避難訓練を定期的実施し、その記録を保存している。
- ⑩ 緊急時の通報先や保護者への緊急連絡先をすぐに確認できるよう準備している。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

III. 保護者に対する支援 (9項目)

1. 保護者との信頼関係および協力関係づくり

- ① 子どもの発達を保護者と協力して支えるよう心がけている。
- ② 保育方針や保育内容を保護者に口頭や保育室だよりなどで伝えている。
- ③ 保護者の養育方針や思いに耳を傾け、話し合うようにしている。

	A	B	C

- ④ 送迎時の会話や連絡帳などを通して、子どもの様子について情報を共有している。
- ⑤ 保護者の子育ての悩みや相談に対し、倫理観に裏付けられた専門的知識・技術を用いて対応できるよう心がけている。

④			
⑤			

2. 子育て・子育て支援に関する情報の収集および提供

- ① 子育てや子育て支援に関して保護者に提供できる情報を収集している。
- ② 子ども虐待について、保護者に知識や関係機関についての情報を提供できるよう心がけている。

	A	B	C
①			
②			

3. 子どもと保護者のプライバシーについて

- ① 子どもとその家庭に関する書類は厳重に管理している。
- ② 子どもとその家庭について知り得た情報は、正当な理由がない限り外に漏らさないようにしている。

	A	B	C
①			
②			

IV. 保育を支える組織的基盤 （19項目）

1. 研修の受講や専門性向上の努力について

- ① 専門性向上のために、現任研修に参加している。
- ② 保育に関する情報収集や参考書の入手など自己研鑽している。
- ③（保育士資格を保有しない場合）保育士資格取得を目指して勉強している。
- ④ 家庭的保育者の団体やネットワークに参加し、交流や情報交換をしている。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			

2. 保育と家庭のバランス

- ① 家庭で保育することに対して、家族の理解と協力を得ている。
- ② 家族のために必要なときに休暇が取れる。

	A	B	C
①			
②			

3. 支援体制づくり

- ① 自治体等の巡回指導や相談の機会を積極的に活用している。
- ② 連携保育所等を積極的に活用している。
- ③ 保健所や児童相談所など相談内容に応じた関係機関を把握している。
- ④ 保育所、児童館、図書館、公園など地域の資源を活用している。
- ⑤ 病気や用事で保育ができない時には代替保育の制度を利用する。
- ⑥ 保育の補助者や協力者といっしょに保育している。
- ⑦ 自治体に対して支援体制の充実を働きかけている。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

4. 保育者の健康維持管理

- ① 健康診断は年1回している。
- ② 日常的に体調管理に気をつけている。
- ③ 精神衛生上ストレスをためないように気をつけている。

	A	B	C
①			
②			
③			

5. 保育の運営管理

- ① 保育関係費と家計費を明確に分けて把握している。
- ② 出納帳等必要な経理書類を整えて財務管理を適切に行っている。
- ③ 賠償責任保険や傷害保険等、万一のために保険に加入している。
- ④ 近隣から家庭的保育についての理解と協力を得られるよう気を配っている。

	A	B	C
①			
②			
③			
④			

